

【議案第16号】

平成24年事業計画（案）

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

1. 基本方針

平成24年度は、当協会は以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 国及び地方自治体に対し不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、難解事案を積極的に処理し、公共事業等の各種事業の正確且つ円滑な実施に寄与することに努めます。
- (2) 健全な公益法人として、当協会の事業を通じてより公益性と社会的貢献を高め、多くの社員たる司法書士の当協会の事業活動への参加を促進し、それらを通じて広く国民に対し、公益法人としての社会的使命を果たすことに努めます。
- (3) 嘱託登記手続及びそれらに関連する知識の普及及び情報の提供を通じて、広く市民の権利擁護に努めます。
- (4) 会務運営に対する各種方策を実施し、より円滑な会務運営がされるように努めます。

2. 平成24年度事業計画

(1) 公共嘱託登記受託事業

・権利調査業務

不動産の取得を伴う公共事業の実施においては、不動産の権利関係調査は必ず行わなければなりません。相続等の手続きが複数代にわたって行われていないような場合、関係当事者が多数に及ぶような場合、担保権等が複雑に錯綜しているような場合等、権利確定が困難なケースが多くあります。この業務については年々各行政の当協会への期待が大きくなってきたところです。東京都の建設局、奥多摩町をはじめとする市区町村においては、益々その頻度が大きくなってきている傾向にありますので、引き続き当法人がより多くの事業に参加できる機会を得て、それらの業務を迅速かつ適切に処理するように努めて参ります。

・嘱託登記手続業務

この業務については、設立以来当協会の中核たる業務として行ってきたところです。この業務を行うことができた最初の公益法人であるとの認識のもと、引き続き積極的にこの事業を推進して参ります。主要な受託先である、東京都建設局等においては、道路整備計画のためのマンション敷地の一部を買収、収用する必要があります

が、これらマンション敷地の一部取得事業については、当協会が10数年に及ぶ豊富な経験と実績に基づきその信頼を得てきたところであり、本年度も積極的にこれらの事業に参加して参ります。また、東京都住宅供給公社においては引き続き長期分譲住宅手続きや買い戻し抹消手続の登記手続を支援して、東京都の住宅行政がより円滑に行われるように努めます。東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構が行う市街地における都市再開発事業や区画整理事業についても、さらに積極的に支援します。

・嘱託登記手続に関する相談業務

各地方自治体の担当者においては、必ずしもこの手続きに精通している方ばかりとは限りません。公共事業の円滑な実施のためにも、種々の相談について専門性をもってその方策等を示して参ります。東京都住宅供給公社等が分譲した各団地が建て替えの時期にきています。所有権が移転され民間所有の団地となったとしても団地の管理は依然として、東京都住宅供給公社等が行っているところも多く存在しています。建て替え問題などにおいては、当協会と構成員たる社員が蓄積した豊富な経験とノウハウを提供する機会が多々あると思われれます。また、登記関連以外の問題でも賃料不払い、管理費未納など不動産法律関係において東京都住宅供給公社等の法的アドバイザーとして、各部署からの相談に応じて信頼を深めて参ります。当協会は東京都を30の地域に区分し、各地域には協会支部幹事を配置して、各市区町村の嘱託登記の担当者の相談に応じて参ります。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

・狭あい道路の整備、密集市街地の整備支援

当協会は創立以来、地域における防災強化のための狭あい道路の解消を目指して地方公共団体等が行う其の解消事業の支援に取り組んで参りました。今般、東日本大震災という未曾有の災害を経験しその重要性を実感したところです。市民の生命財産を守ることは第一義的に重要であることを考え、この狭あい道路の解消に向け、当協会として可能な限り協力して参ります。具体的には、既に当協会が参加して狭あい道路の拡幅事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体にも提示して、より多くの地域で施行していただくよう働きかけて参ります。

また東京都内においては、防災面、居住環境面で多くの課題を抱えている密集市街地についてその早急な改善が望まれるところですが、とりわけ国土交通省指定の重点密集市街地は都内37地区に及んでおり、その速やかな事業の推進が望まれています。これら密集市街地の改善のための区画整理事業や都市再開発事業の推進を提言していきます。

・災害被災地の復興支援

ひとたび大規模な災害に遭うと、地域のインフラは壊滅的な打撃をうけこの復興には多くの人的物的支援が必要となります。阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災と大きな自然災害が発生していますが、特に昨年の東日本大震災には人

的災害とも言える原子力発電所の事故も加わり、大変な被害が生じています。当協会はこれらの被災地や被災者に対して、限られた範囲ではありますが、物的支援及び相談活動等を通じた人的支援を継続的且つ積極的に行って参ります。

・災害復興まちづくり支援機構の活動推進

当協会は、専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に平成24年度も継続して参加していきます。「災害復興まちづくり支援機構」は、大規模災害における緊急対応や復興対策を迅速かつ円滑に進めるために、行政のみならず、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体の支援が必要との認識から設立されたものです。昨年3月11日には東日本大震災が発生し、災害復興まちづくり支援機構は都内避難者に対する相談会の開催や被災地での現地支援活動を行ってきました。平成24年度も災害復興まちづくり支援機構に積極的に参加し、特に来る首都直下型地震の発生も視野に置いて相談活動、現地支援活動を行っていくと共に、災害復興に関する法令、実務上の諸問題の研究を行って参ります。

（3）公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

相続、税務、登記、権利調査等一般の関心が高い不動産登記及びその関連分野を中心にテーマを決めて、より多くの方が参加できるように公開形式の研修会を2回以上開催いたします。また、地域性の高い小規模の公開市民講座については、各協会支部の地域を単位として少なくとも30回以上を予定しております。これらの研修等の情報については、いずれも当協会のホームページに設けられた「公開市民講座等」のコーナーで可能な限り公開して参ります。同じくホームページに掲載されている「担保権者の行方は？」のコーナーでは、バブル崩壊後多くの金融機関が破綻し、残された金融機関においても多くの整理統合が行われましたが、この10数年の金融機関の変遷について、社員や関係者から日常業務で取り扱った事件をつうじてこの変遷の情報の提供を受け、それらの情報を整理して一般に公開しています。特に破綻もしくは整理統合前の商号等で登記されている担保権者を特定するには必ず必要な情報であり、平成24年度も可能な限りその情報を追加更新して参ります。同じく「研修情報」のコーナーでは、不動産登記やその周辺情報に関するデータの蓄積をして、一般に提供していますが、平成24年度もできる限り多くの情報を蓄積して参ります。

（4）会務運営の円滑化事業

会務の健全性を確保するため、本年度も会務全般について改善を行って参ります。事業の円滑な実施のために、必要なマニュアルの作成または既存マニュアルの更新を推進します。とくに都市再開発登記マニュアルの作成については、従前の更新が道半ばにありますので早急に行って執務の参考にするとともに、対外的にも提供して参ります。又、社員の資質向上を図る社員研修については、平成24年度も年2回以上を予定していますが、これについても広く一般に開放していきます。年2回開催予定の協会支部幹事会では、理事、協会支部幹事間の意思疎通を促し、会務運営の合理化、適正化に資するよう企画していきます。特に本年度は各地区で開催予定の公開市民講座を、円滑に実施するための施策及び事業の広報活動の強化をテー

マとする予定です。協会支部活動の活性化施策については、協会支部幹事を中心として多くの社員が参加し、協会社員間の意思疎通を図ることを目的として協会支部社員総会を開催します。公共嘱託登記受託事業における入札については、価格もさることながらその納期や質がどのように確保されているかが重要であると考えます。当協会においては、その点も業務の大きな指針としております。従いまして、最近特にその傾向が顕著に見られる専門性や経済性を度外視した形での入札結果に、当協会が迎合することはありません。当協会が本来その社会的存在意義を発揮できるような場面においては、積極的に入札に参加して参ります。業務処理の適正且つ迅速な処理を可能とするための事件管理マニュアルについては、すでに昨年度作成済ですが、平成24年度にはこれをさらに更新してその徹底を図っていきます。事務局の執務改善については、ひき続き事務量の削減、効率化のためのシステムの補強をおこなって参ります。情報の公開については、より正確な情報を的確に公開していくように努めて参ります。ホームページ掲載の「協会の概要」のコーナーでは、当協会の各年度ごとの事業報告、事業計画、収支報告決算書、予算書等、役員名簿と地区ごとの社員名簿を公開しております。これらの情報については定期的に可能な限り迅速に更新して一般に公開していきます。広報誌である「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」は、法人情報や事業の活動内容等を紹介して社員や司法書士等に提供していますが、平成24年度も3回の発行を予定しています。また、これら「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」のバックナンバーについては、本年度もホームページ上で公開して一般の用に提供していきます。